

社会福祉法人やまびこ定款

昭和 59 年 12 月 3 日認可

昭和 59 年 12 月 12 日設立

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

障害児通所支援事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人やまびこという。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ 1 2 0 番地に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員、外部委員合計3名以上7名以内で構成する。ただし、外部委員は最低1名以上とする。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について細則は、理事会において定める。
- 4 理事会が選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員の報酬は、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することが出来る。

第3章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更

- (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名及び議事録作成者が記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に常務理事1名を置くことができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事は、理事の中から理事長が理事会の同意を得て指名するものとする。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長の命を受けて法人職員を指揮監督し、業務調整をはかり経営の安定に努めるものとする。
- 4 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が理事について3,000万円、監事について30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(責任の免除)

第21条の2 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況など事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現 金 3,000,000円
- (2) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ117番6の土地 122.02平方メートル
- (3) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番1の土地 1431.50平方メートル
- (4) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ23番2の土地 35.70平方メートル
- (5) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ23番4の土地 7.73平方メートル
- (6) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ19番1の土地 1340平方メートル
- (7) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ124番1の土地 958平方メートル
- (8) 石川県河北郡津幡町字中須加ハ8番の土地 46平方メートル
- (9) 削除
- (10) 削除
- (11) 削除
- (12) 削除
- (13) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造
ルーフィング・亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき2階建
はばたき 園舎 1棟 1階 758.29平方メートル
2階 296.24平方メートル
(1054.53平方メートル)
- (14) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき
平家建
はばたき 倉庫 1棟 (22.01平方メートル)
- (15) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ122番1の土地 583平方メートル
- (16) 石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ122番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき
陸屋根2階建
メルクマール 援護所 1棟 1階 330.35平方メートル
2階 169.29平方メートル
(499.64平方メートル)
- (17) 石川県河北郡津幡町字庄ウ17番1の土地 205.33平方メートル

- (18) 石川県河北郡津幡町字庄ウ17番7の土地 1309.11平方メートル
- (19) 石川県河北郡津幡町字清水ニ17番3の土地 283.29平方メートル
- (20) 石川県河北郡津幡町字庄ウ17番地1、17番地7、石川県河北郡津幡町字清水ニ17番地3所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
こだま デイサービスセンター 1棟 1階 309.07平方メートル
2階 347.54平方メートル
(656.61平方メートル)
- (21) 石川県河北郡津幡町字庄ウ17番地7、石川県河北郡津幡町字清水ニ17番地3所在の木造かわらぶき平家建
なごみ グループホーム 1棟 (446.51平方メートル)
- (22) 石川県河北郡津幡町字庄ウ59番1の土地 67.01平方メートル
- (23) 石川県河北郡津幡町字清水ニ85番の土地 255.78平方メートル
- (24) 石川県河北郡津幡町字清水ニ85番地所在の木造かわらぶき2階建
響 グループホーム 1棟 1階 148.67平方メートル
2階 110.29平方メートル
(258.96平方メートル)
- (25) 石川県河北郡津幡町字清水ニ350番4の土地 839.73平方メートル
- (26) 石川県河北郡津幡町字清水ニ350番地4所在の鉄骨造陸屋根2階建
きらら グループホーム 1棟 1階 399.49平方メートル
2階 352.36平方メートル
(751.85平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人やまびこの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(顧問)

第41条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、法人業務について理事長の諮問に応える。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 広瀬信義

理 事	池 田 佐 一
〃	覚 知 七 郎
〃	谷 下 紀 義
〃	森 川 幸 一
〃	山 口 喜久子
監 事	大 西 喜 一
〃	橋 本 正 雄

2. 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上9名以内」とする。

1. この定款は、昭和59年12月12日から施行する。
1. この定款は、昭和61年11月15日から施行する。
1. この定款は、昭和63年7月5日から施行する。
1. この定款は、昭和63年12月10日から施行する。
1. この定款は、平成5年1月29日から施行する。
1. この定款は、平成7年1月12日から施行する。
1. この定款は、平成10年1月16日から施行する。
1. この定款は、平成14年3月29日から施行する。
1. この定款は、平成15年2月5日から施行する。
1. この定款は、平成16年4月19日から施行する。
1. この定款は、平成18年2月7日から施行する。
1. この定款は、平成18年3月30日から施行する。
1. この定款は、平成18年9月28日から施行する。
1. この定款は、平成20年6月19日から施行する。
1. この定款は、平成21年1月23日から施行する。
1. この定款は、平成22年3月16日から施行する。
1. この定款は、平成22年11月18日から施行する。
1. この定款は、平成23年8月8日から施行する。
1. この定款は、平成24年4月1日から施行する。
1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。
1. この定款は、平成30年1月16日から施行する。
1. この定款は、令和元年7月26日から施行する。
1. この定款は、令和3年7月2日から施行する。
1. この定款は、令和6年6月25日から施行する。
1. この定款は、令和8年8月7日から施行する。